

五泉市戸別受信機貸与に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、災害時における防災情報等を市民に迅速かつ的確に伝達するための戸別受信機等の無償貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸与物品）

第2条 貸与する物品は、次に掲げる戸別受信機及び付属品（以下「受信機等」という。）とする。

- （1） 戸別受信機（非常電源付） 1台
- （2） ACアダプタ 1個

（無償貸与対象者等）

第3条 受信機等の無償貸与の対象は、市内に住所を有する次の者とする。

- （1） 携帯電話を持たない、または携帯電話を持っているがメール機能等で市の防災情報を閲覧できない世帯のうち、65歳以上のみの世帯（同居家族が就労等により一時的に不在となる場合も含む）
- （2） 携帯電話を持たない、または携帯電話を持っているがメール機能等で市の防災情報を閲覧できない避難行動要支援者名簿に登録されている方
- （3） 視覚または聴覚に障がいを持っている方
- （4） 民生委員
- （5） その他、市長が特に必要があると認める者

2 受信機等の無償貸与は、貸与を受ける者が世帯の場合にあっては、1世帯に1台とする。

（無償貸与の申請等）

第4条 受信機等の無償貸与を受けようとする者は、五泉市戸別受信機貸与申請書兼同意書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、当該申請をした者に受信機等を無償貸与するものとする。

（受信機等の管理責任）

第5条 受信機等の無償貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該受信機等について善良な管理を行い、異常を発見したときは、市長に届け出てその指示に従わなければならない。

2 使用者が、受信機等を滅失し、又は損傷したときも、前項と同様とする。

3 受信機等を第三者に譲渡し、転貸し、交換し、又は担保に供してはならない。

(受信機等の再貸与等)

第6条 市長は、使用者が受信機等を滅失し、又は損傷したときは、代替品を無償貸与することができる。ただし、受信機等の滅失又は損傷が使用者の故意又は過失によると認められるときは、その損害額を当該使用者に弁償させることができる。

(受信機等の返却)

第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく五泉市戸別受信機返却届（様式第2号）を市長に提出し、受信機等を市に返却しなければならない。

- (1) 第3条で規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 受信機等が不要となったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に返却の必要があると認めるとき。

(設置場所等の変更)

第8条 使用者は、申請書の内容に変更が生じる場合は、速やかに五泉市戸別受信機申請事項変更届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

(受信機等貸与台帳の作成)

第9条 市長は、受信機等を無償貸与したときは、受信機等貸与台帳を作成し、受信機等の貸与状況について管理しなければならない。

(経費の負担)

第10条 受信機等の使用に係る電気料金及び乾電池等の消耗品に係る経費は、使用者が負担するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、戸別受信機の無償貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月10日から施行する。